

第1号議案 議案概要説明書

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

- ・汚物処理場の変更（豊橋市決定）**

豊橋市都市計画審議会

目 次

1. 変更の概要.....	1
2. 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ.....	1
3. 当該都市計画の必要性	2
4. 当該都市計画の妥当性	2
5. 都市計画変更手続きのスケジュール.....	4

理由書

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場（豊橋市決定） 第1号廃棄物総合処理施設

1. 変更の概要

豊橋市及び田原市の一般廃棄物などを安定的かつ効率的に処理するために区域を拡張し面積を変更するものである。

名称		変更内容	位置	面 積 (ha)		備 考
番号	施設名			新	旧	
1	廃棄物総合 処理施設	区域拡張に伴う 面積の変更	豊橋市豊栄 町、東七根 町地内	約 9. 2	約 6. 0	施設内容 ごみ処理場 ごみ焼却場 汚物処理場

2. 当該都市計画の都市の将来像における位置付け

豊橋市都市計画マスタープランにおいて、廃棄物に係る方針として、「ごみ処理施設などの整備については、周辺環境の保全を図るため、都市計画などと調和した適正な配置を促します。」としています（p48 第2部第2章6参照）。

東三河都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成23年9月策定）においては、一般廃棄物処理施設における施設の方針として、「市の区域を超えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画（愛知県：平成29年3月策定）及び市が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」としています（p34 第5章2（3）イ参照）。

この方針は、愛知県廃棄物処理計画における焼却処理の広域化の考え方である、「ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（愛知県：平成21年3月策定）に基づき、焼却処理の広域化を推進する。」を踏まえたものです（p66 第5章2施策3（1）②参照）。また、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画では、豊橋市及び田原市は豊橋田原ブロックとして位置付けられており、「豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に1施設への集約化を目指す。」とあります（p23 第5章4（13））。

3. 当該都市計画の必要性

都市の居住者が排出する廃棄物を効率的かつ安定して処理することが都市経営には不可欠です。さらに、今後人口の減少に伴う税収減少が考えられることから、これまで以上に効率よく処理していくことが必要です。このため、豊橋市と田原市が共同で廃棄物を処理することが求められています。また、豊橋市及び田原市が個別に運用している既存の施設はそれぞれ老朽化が進んでいることから新たな処理施設の整備が急務となっています。

しかし、豊橋市、田原市における既存の処理施設では広域処理に必要な面積の確保ができません。そこで、豊橋市の廃棄物総合処理施設の区域を拡張し、周辺の関連施設の活用を図りつつ安定した処理が可能となるようにします。

4. 当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性

1) 位置、区域等の妥当性

ア 位置・区域

位置の選定にあたっては、豊橋市・田原市への設置について、廃棄物の排出量による収集運搬効率や災害時のリスクの面から検討した結果、豊橋市を選定しました。豊橋市における位置の選定に当たっては、市街地から離れた調整区域であることや、幹線道路の配置が良好で廃棄物の搬入搬出など交通アクセスが優れていますこと、田原市からのアクセス距離が比較的短く収集運搬での優位性が高いことなどについて検討しました。この結果、(都)名豊道路や(都)小松原街道線により豊橋市内からアクセスしやすいだけでなく、(都)豊橋鳥羽線を利用することで田原市内からもアクセスしやすい第1号廃棄物総合処理施設を活用します。この区域は、余熱利用施設などの既存ストックの活用ができ、かつ、災害時の緊急対策拠点として利用可能な区域です。

拡張する区域は第1号廃棄物総合処理施設の北側に隣接し、現在は温室団地として利用されています。

イ 周辺の土地利用状況

本施設は市街化調整区域に存し、「豊橋市都市計画マスタープラン」の土地利用方針では、農業地域として位置付けられています。施設周辺は主に田畠として土地利用されており、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物は約100m以上離れた場所に位置しているため、周辺住環境へ影響を及ぼす可能性は低いと考えています。

ウ 周辺都市施設

計画地の西側には、(都)小松原街道線が位置し、南側には東西方向を連絡す

る（都）名豊道路が位置しております。

2) 規模の妥当性

ア 施設規模

必要な焼却ごみ処理量は、豊橋市・田原市から発生する廃棄物が430 t／日、災害廃棄物20 t／日を合わせた450 t／日となります。また、粗大ごみ処理量は豊橋市・田原市から40 t／日発生すると予想されます。このため、これらの処理が可能な施設規模を確保する必要があります。

イ 計画地の利用方法

第1号廃棄物総合処理施設は、工場棟、管理棟、駐車場、緑地及び構内道路などにより構成されます。工場棟は圧迫感や日照阻害等の周辺環境に与える影響を低減するような配置、緑地率25%以上の確保、搬入車両が周辺の交通に影響を与えないような待機スペースの確保に配慮します。また、既存施設の跡地を含め、廃棄物総合処理施設として、周辺環境や地域性など、立地を活かした有効な利用形態を検討しています。

以上のことから、豊橋市及び田原市が共同で廃棄物処理施設を運用するためには、約9.2ha必要です。

以上のことから、当該都市計画は妥当です。

5. 都市計画変更手続きのスケジュール

事 項	時 期	備 考
構想段階評価書の縦覧	平成26年11月19日から 平成26年12月18日まで	併せて計画段階環境配慮書の縦覧、 閲覧及び縦覧者数4名、意見15
都市計画の概略の案の縦覧	平成29年3月28日から 平成29年4月28日まで	併せて環境影響評価方法書の縦覧、 閲覧及び縦覧者数16名、意見1
概要説明会	平成29年4月14日 平成29年4月16日	・併せて環境影響方法書について概要説明 ・全来場者数は一般が20名、報道が0名 ・質問数：6名
都市計画の素案に関する説明会	平成30年10月12日	・全来場者数は一般が26名、報道が0名 ・質問数：5名
県事前協議	平成30年11月1日	
県事前協議の回答	平成30年11月19日	
管理予定者協議	平成30年12月7日	
都市計画の案の縦覧	平成31年1月8日から 平成31年2月8日まで	併せて環境影響準備書の縦覧、閲覧及び縦覧者数3名、意見1
豊橋市都市計画審議会	令和元年8月23日	
知事への協議	令和元年9月上旬	(以下予定)
知事の回答	令和元年10月中旬	
決定告示	令和元年10月中旬	